

東京電力（株）から支払いを受ける賠償金の非課税を求める意見書

東京電力福島第一原子力事故により、故郷を離れ県内外への避難を余議なくされている約7万人といわれる人びとは、未だに帰還の目途さえ立っていません。また、避難地域をはじめ、風評被害に遭っている事業者などは、営業の再開はもちろん日々の経営の維持にさえ、困難をきたしています。

現在、福島原発事故の被害者に対し、東京電力から損害賠償金が不十分ながら支払われています。一方、国税庁は「営業損害のうち減収分（逸失利益）は課税対象」としているため、賠償金の一部を受け取った中小企業などからは、「全額が補償されている訳では無いのに、税金まで取られたらやっていけない」という声が起きています。

このままでは来春の確定申告期に、多くの零細事業者や農家が、損害賠償金に見合わない重税が課せられることで悩む事態が懸念されます。

2010年に宮崎県で家畜が口蹄疫に感染し、多くの農家に被害が出た際には、国が支給した手当金などは非課税とする法案が施行されています。水俣病やオウム真理教事件の被害者に対する手当金についても法律で非課税となった事例もあります。

今回の東京電力福島第一原子力事故は国と東電の責任であり、個人・法人を問わず損害賠償のすべてを非課税とする法的措置を講ずるべきです。

以上の趣旨から、下記事項の実行を強く求めます。

記

- 1 東京電力から受け取る賠償金はすべて非課税とするよう法的措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月21日

福島県双葉郡浪江町議会

(提出先)

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	平田	健二	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
文部科学大臣	下村	博文	様
財務大臣	麻生	太郎	様
経済産業大臣	茂木	敏充	様
復興大臣	根本	匠	様